



❖ 法人役員の組合理事が同一法人の他の役員と 組合理事を交替することについて ❖

質問内容

組合員たる法人の役員が、当該組合の理事に選任されていたところ、法人の経営する業務にたずさわる他の役員に理事を交替する必要があるが生じたが、何ら手続を経ずしてそのまま理事を交替することができるか。

回答内容

理事の選任は、中協法第35条の規定により、必ず総会において選挙又は選任しなければならないため、それによらない理事の交替ということは、法律に違反する。理事というのは、組合員たる法人を代表しているのではなく、個人として、組合との委任契約により、公平な立場から組合の業務執行の決定に参画するのである。したがって、理事が、組合員たる同一法人の他の役員と交替するということは、理事本来の趣旨からいってもできないことである。

～ 現行制度の周知と新制度への移行 ～

外国人技能実習生受入組合研修会開催

12月8日(月)山形市ホテルキャッスルにおいて、外国人技能実習生を受入れている組合を対象に研修会を開催、16名が出席した。

「外国人技能実習制度の適正実施のための現行制度周知及び新制度について」と題し、公益財団法人国際研修協力機構仙台駐在事務所齋藤賢吾所長が講演した。

送出国別でみると、中国が一番多く、ベトナム、インドネシア、フィリピンとなっており、女性が圧倒的に多い。職種別では、繊維・衣服、機械金属が多く、山形県でも同様となっている。

トラブルとしては、雇用条件より低い賃金、内職させられた、残業が100時間を超す、不衛生な生活環境等が原因となっている。

今後予想される2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習生受入制度が見直されている。新たに特別の監理体制を整備したうえで、実習期間を3年から5年への延長、受入上限の見直し、介護分野を含めた対象職種の拡大等が検討されている。

